渡島海区漁業調整委員会指示第4号

渡島総合振興局管内沖合において、総トン数2トン以上20トン未満の動力漁船を使用して営むまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定に基づき次のとおり制限する。

令和6年2月26日

渡島海区漁業調整委員会会 長 阿 部 国 雄

1 制限区域

函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋埼灯台中心点とを結んだ線と北斗市葛登支灯台中心点から152度(真方位)の線との間における渡島総合振興局管内沖合海域。

2 操業期間

令和6年6月1日から令和7年1月31日まで

3 操業禁止時間

午後10時から翌日午前2時まで

4 操業の承認

この漁業を営むものは渡島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

5 承認の対象者

- (1) 前年度にこの漁業の承認を受け操業した実績を有する者。
- (2) 委員会が特に認めた者。

6 制限隻数

この漁業の承認できる隻数は40隻以内とする。

7 陸揚港の制限等

- (1) 操業する漁船は、操業区域に面する地区内に陸揚港を定めなければならない。
- (2) 陸揚港の数は2港以内とする。

8 漁獲物の陸揚げ

漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、承認証に記載された陸揚港以外に陸揚げし、又は、他の船舶に転載してはならない。

ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

9 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、当該承認に係るまぐろはえなわ漁業を操業するときは、委 員会から交付を受けた承認証を携帯しなければならない。

10 標識板等の掲示

承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。

11 船団編成

承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。

12 操業協定

この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要があると認めたときは、当該漁業者間又は他の競合する漁業者との間で操業協定を締結しなければならない。

13 漁獲成績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、漁獲成績報告書(別記第7号様式)を、当該漁業終了後30日以内に委員会に提出しなければならない。

14 指摘事項の遵守

この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、本委員会が必要と 認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

付 則

- (1) この指示は、令和6年2月26日から施行する。
- (2) この指示の適用期間は、令和6年4月1日から令和7年1月31日 までとする。

